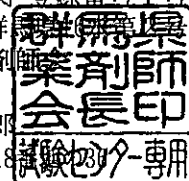


浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男 様
平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター)
会長 武智 洋一郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	麻生浄水場				
水源名称					
採水場所	大寄公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 11 時 10 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	26.0	水温 (°C)	25.0
		遊離残留塩素 (mg/L)	0.05		
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.041 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.11 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.009 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	85 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	106 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.006 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.0	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.039 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	2.0 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.4 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロメタン、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラヒドロシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

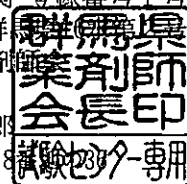
検査終了日	平成 29 年 7 月 21 日	検査責任者	中林 栄一
-------	------------------	-------	-------

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男 様
平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター)
会長 武智 洋一郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	万場第2浄水場				
水源名称					
採水場所	麻生総合グラウンド				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 11 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	26.0	水温 (°C)	26.0
		遊離残留塩素 (mg/L)	0.05		
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.034 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.07 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.7 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.1 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.8 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	82 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	94 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.032 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.7 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.5 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-1,2,4,8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルジシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日	平成 29 年 7 月 20 日	検査責任者	中林 栄一
-------	------------------	-------	-------

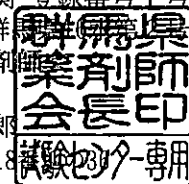
浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男 様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	万場第1浄水場				
水源名称					
採水場所	塩沢公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 12 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(°C)	25.0	水温(°C)	24.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.05
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	39 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下
* 大腸菌	陽性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.4 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.2 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	57 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	75 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ジシロキサン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	2.8 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	1.4 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記*印検査項目については水質基準不適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-カクタド-D-4, 8a-ジメチルアボルネ-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号

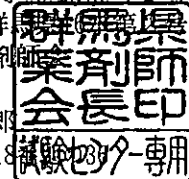
建築物飲料水水質検査業 群馬県

一般社団法人 群馬県薬剤師会

(環境衛生試験センター)

会長 武智 洋一郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	小平浄水場				
水源名称					
採水場所	小平集会所				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 12 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	26.0	水温 (°C)	25.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.05
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.09 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.1 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.1 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	113 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	135 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.4 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.6 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-シクロヘキサ-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

中林 栄一

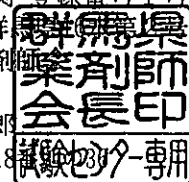
浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男 様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号
 建築物飲料水水質検査業 群
 一般社団法人 群馬県薬剤師
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	青梨浄水場				
水源名称					
採水場所	青梨公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 12 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	26.0	水温 (°C)	25.0
		遊離残留塩素 (mg/L)	0.05		
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	7 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.5 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	143 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	176 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	色度	0.7 度	5度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
			— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-2-メチル-2-(4, 8a-ジメチルヘプタリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査終了日 平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者 中林 栄一

浄水水質検査結果書

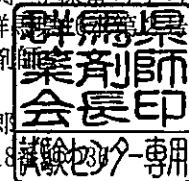
平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 12 時 40 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 井上 信人		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(°C)	25.0	水温(°C)	25.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.3
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	1.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	25 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	39 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	pH値	7.4	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
			— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-2-メチル-2-ヒドロキシ-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号

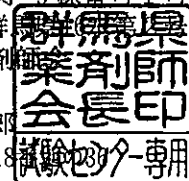
建築物飲料水水質検査業 群馬県

一般社団法人 群馬県薬剤師会

(環境衛生試験センター)

会長 武智 洋一郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	魚尾浄水場				
水源名称					
採水場所	ポケット公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 11 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	27.0	水温 (°C)	24.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.3
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.6 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	73 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	90 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジオオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.7 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジオオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロー-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

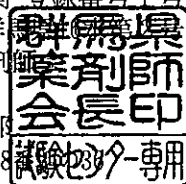
検査終了日 平成 29 年 7 月 20 日 検査責任者 中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男 様
平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県(17)第109号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 武智 洋一郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番1号 電話 278-9000 専用



水道名称	白水浄水場						
水源名称							
採水場所	宮地グラウンドトイレ						
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 11 時 20 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介				
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(°C)	28.0	水温(°C)	30.0	遊離残留塩素(mg/L)	0.3
検査方法	厚生労働省告示第261号						

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
濁度	0.1未満	度	2度以下		
- 以下余白 -					

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

検査終了日 | 平成 29 年 7 月 14 日 | 検査責任者 | 中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号

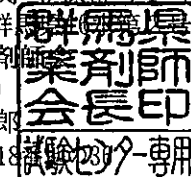
建築物飲料水水質検査業 群馬県

一般社団法人 群馬県薬剤師会

(環境衛生試験センター)

会長 武智 洋一郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18番



水道名称	神ヶ原浄水場				
水源名称					
採水場所	中里合同庁舎				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 11 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(°C)	28.0	水温(°C)	28.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.1
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.007 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブromoホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.03 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.4 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.4 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.10 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	41 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	58 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキササン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-テトラフルオロエチル)ジシクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.2 度	5度以下
ジブromocyclohexane	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブromocyclohexane、ブromocyclohexane及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラフルオロシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号

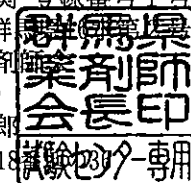
建築物飲料水水質検査業 群

一般社団法人 群馬県薬剤師

(環境衛生試験センター)

会長 武智 洋一郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18



水道名称	平原浄水場				
水源名称					
採水場所	恐竜センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 9 時 45 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介		
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(°C)	25.0	水温(°C)	27.0
遊離残留塩素(mg/L)	0.1				
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.0 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.10 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.2 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	68 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	82 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-ジクロロエチレン)及びジクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.6	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.5 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-ネオカヒドロ-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 田村 利男

様

平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号

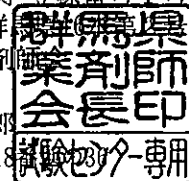
建築物飲料水水質検査業 群

一般社団法人 群馬県薬剤師

(環境衛生試験センター)

会長 武智 洋一郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18



水道名称	間物浄水場		
水源名称			
採水場所	瀬林トイレ		
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 10 時 10 分
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	24.0 水温 (°C) 24.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.2
検査方法	厚生労働省告示第261号		

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.4 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05未満 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	51 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	65 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,1,2,2,2-ヘキサフルオロエチル)リン酸トリ塩化リン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.4	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日

平成 29 年 7 月 20 日

検査責任者

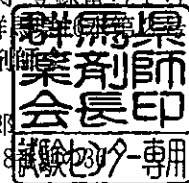
中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 宮前 鉄十郎 様
平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1 号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター)
会長 武智 洋一郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	八倉浄水場				
水源名称					
採水場所	民家				
水道種別	小規模水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 8 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	23.0	水温 (°C)	22.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.1
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	32 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.05 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	4.4 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	61 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	82 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-テトラフルオロエチレン)ジクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.013 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	2.9 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水質基準適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-2-メチルイソボルネ-2-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラフルビシロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

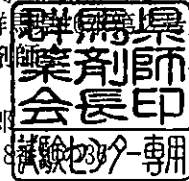
検査終了日 平成 29 年 7 月 20 日 検査責任者 中林 栄一

浄水水質検査結果書

平成 29 年 7 月 24 日

神流町長 宮前 鉄十郎 様
 平成 29 年 7 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群
 一般社団法人 群馬県薬剤師
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	橋倉浄水場		
水源名称			
採水場所	民家		
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 13 日 9 時 10 分
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介
天候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温 (°C)	25.0
		水温 (°C)	24.0
		遊離残留塩素 (mg/L)	0.05
検査方法	厚生労働省告示第261号		

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	2 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下
* 大腸菌	陽性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	4.1 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.0 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	61 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	81 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-テトラフルオロエチル)ジシクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.6 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記*印検査項目については水質基準不適合です。

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
 ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-2,4,6,8-テトラヒドロ-4a,8a-ジメチルイソボルネ-2-オール
 2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラフルビシロ [2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査終了日	平成 29 年 7 月 20 日	検査責任者	中林 栄一
-------	------------------	-------	-------

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水質基準項目及び水質基準値:厚生労働省令第101号(施行日:平成16年4月1日)

検査方法:厚生労働省告示第261号(施行日:平成16年4月1日)

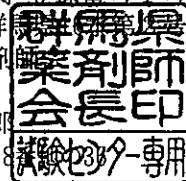
水質基準項目		水質基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法	0.0003 mg/L
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	0.00005 mg/L
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	0.005 mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.004 mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.1 mg/L
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.05 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.005 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.002 mg/L
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.06 mg/L
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	0.001 mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.008 mg/L
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法	0.02 mg/L
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法	0.03 mg/L
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	0.005 mg/L
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2 mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法	1 mg/L
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法	1 mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法	0.02 mg/L
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	0.005 mg/L
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	0.0005 mg/L
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	0.2 mg/L
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	—
48	味	異常でないこと	官能法	—
49	臭気	異常でないこと	官能法	—
50	色度	5度以下	透過光測定法	0.5 度
51	濁度	2度以下	積分球式光電光度法	0.1 度

浄水水質検査結果書

平成 29 年 8 月 1 日

神流町長 田村 利男 様
 平成 29 年 7 月 31 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群
 一般社団法人 群馬県薬剤師
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	万場第1浄水場			
水源名称				
採水場所	塩沢公衆トイレ			
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 31 日 10 時 30 分	
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介	
天候	(前日)曇 (当日)晴	気温(°C)	25.0	水温(°C) 24.0 遊離残留塩素(mg/L) 0.05
検査方法	厚生労働省告示第261号			

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	34 CFU/mL	100CFU/mL以下			
* 大腸菌	陽性	検出されないこと			
— 以下余白 —					

総合判定 上記*印検査項目については水質基準不適合です。

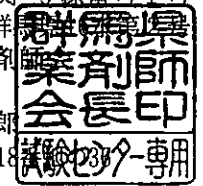
浄水水質検査結果書

平成 29 年 8 月 1 日

神流町長 田村 利男 様

平成 29 年 7 月 31 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 武智 洋一郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	橋倉浄水場				
水源名称					
採水場所	民家				
水道種別	簡易水道	採水日時	平成 29 年 7 月 31 日 10 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 新井 陽介		
天候	(前日)曇 (当日)晴	気温(℃)	25.0	水温(℃)	24.0 遊離残留塩素(mg/L)
検査方法	厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	5 CFU/mL	100CFU/mL以下			
*大腸菌	陽性	検出されないこと			
— 以下余白 —					

総合判定 上記*印検査項目については水質基準不適合です。

検査終了日

平成 29 年 8 月 1 日

検査責任者

中林 栄一

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水質基準項目及び水質基準値:厚生労働省令第101号(施行日:平成16年4月1日)

検査方法:厚生労働省告示第261号(施行日:平成16年4月1日)

水質基準項目		水質基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法	0.0003 mg/L
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	0.00005 mg/L
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	0.005 mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.004 mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.1 mg/L
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.05 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.005 mg/L
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.002 mg/L
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.06 mg/L
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	0.001 mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	HS-GC-MS法	0.001 mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.008 mg/L
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法	0.02 mg/L
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法	0.03 mg/L
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	0.005 mg/L
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2 mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法	1 mg/L
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法	1 mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法	0.02 mg/L
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	0.005 mg/L
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	0.0005 mg/L
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	0.2 mg/L
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	—
48	味	異常でないこと	官能法	—
49	臭気	異常でないこと	官能法	—
50	色度	5度以下	透過光測定法	0.5 度
51	濁度	2度以下	積分球式光電光度法	0.1 度